県税の納税証明書の交付申請について

官公庁の入札参加資格審査申請、建設業許可申請、所得税確定申告、金融機関の融資申込 みなどのため、県税 (法人県民税・事業税・地方法人特別税、個人事業税など)の納税額ま たは未納額がないことの証明書が必要な方は、次の書類などをご準備の上、県税部窓口に交 付申請してください。

- 本人申請の場合
 - (1) 申請書(県税部窓口に備付。県のホームページからもダウンロードできます。)
 - (2) 納税義務者の印鑑(法人の場合は代表者印)
 - (3) 本人確認ができる書類(運転免許証など)
 - (4) 手数料 一通につき 4 0 0 円分の県証紙
- 2 代理人申請の場合

前記 1(1)・(4)のほか、

- (5) 納税義務者の実印による委任状
- (6) 納税義務者の印鑑証明書
- (7) 代理人の印鑑
- (8) 代理人の本人確認ができる書類(運転免許証など)



窓口

納税証明書は、納税者のみなさんの大切な情報を証明するものですので、窓口での確認を 厳格に行っています。ご理解をお願いします。

※郵送による交付申請もできますので、詳しくは県税部までお問合せください。 【お問合せ】下北地域県民局県税部 納税管理課 ☎22-8581(内線203)

青森県特定(産業別)最低賃金改正のお知らせ

必ずチェック最低賃金! 使用者も、労働者も

- 1 青森県特定(産業別)最低賃金が、平成24年12月21日から改正されます。 金額などは次のとおりです。
 - (1) 鉄 時間額 777円 (改正前 770円) 業
 - (2) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 712円 (改正前 705円)

- (3) 各種商品小売業 時間額 705円(改正前 698円)
- 時間額 743円 (改正前 736円) (4) 自動車小売業
- 2 なお、青森県で働く全ての労働者および使用者に適用される「青森県最低賃金」は、平 成24年10月12日から、時間額654円に改正されています。
- 3 詳しくは、青森労働局ホームページからもご覧になれます。

(http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/)

【お問合せ】青森労働局労働基準部賃金室 ☎ 017-734-4114 FAX017-734-5821

「新たなビジネスモデルの創造」 「セキュリティなど進化するネットワークへの対応」 ワンストップソリューションをご提案



FUITSUパートナー

扶桑電通株式会社

■青森営業所 青森市長島二丁目13番1号

TEL. 017-775-2031(代) FAX. 017-774-4720

■八戸営業所 八戸市三日町2(青銀明治安田生命ビル) FAX. 0178-44-8494 TEL. 0178-44-1855

《ホームページアドレス》 http://www.fusodentsu.co.jp